茨城県報 号外

昭和53年10月18日
水曜日
(明治35年3月17日第三種郵便物認可)

目次

条例

◉ 茨城県核燃料税条例(税務課)……1

規則

◉ 茨城県核燃料税条例の施行期日を定める規則(税務課)……5
◉ 茨城県核燃料税条例施行規則(税務課)……5

茨城県核燃料税条例を公布する。

昭和53年10月18日

茨城県知事　竹内藤男

茨城県条例第28号

茨城県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条　県は，地方税法(昭和25年法律第226条。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき，核燃料税を課する。

(用語の意味)

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　発電用原子炉，原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものという。

(2)　核燃料，原子炉の設置，運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第1条第2号に規定する燃料体をいう。

(賦課徴収)

第3条　核燃料税の賦課徴収については，法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか，茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

（納税義務者等）

第４条　核燃料税は，発電所原子炉への核燃料のそう入に対し，当該発電用原子炉の設置者に関する。

２　前項の発電用原子炉への核燃料のそう入は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

(1)　次号及び第３号に掲げる場合以外の発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合　発電用原子炉へ核燃料の装荷が終了した日

(2)　発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４３条の規定により通商産業大臣が行う使用前検査のすべてに合格した日

(3)　発電用原子炉について電気事業法第４７条の規定により通商産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合　当該定期検査が終了した日

（非課税）

第５条　日本原子力研究所が，専ら研究の用に供するために行う発電用原子炉への核燃料のそう入に対しては，核燃料税を課さない。

（課税標準）

第６条　核燃料税の課税標準は，発電用原子炉にそう入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉へのそう入について既に核燃料税が課され，又は課されるべきであったものを除く。）の価額とする。

２　前項の価額は，電気事業会計規則（昭和４０年通商産業省令第５７号）第２４条の3及び第２４条の４の規定により算定した取得原価とする。

（税　率）

第７条　核燃料税の税率は，１００分の５とする。

（徴収の方法）

第８条　核燃料税の徴収については，申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第９条　核燃料税の納税義務者は，発電用原子炉に核燃料をそう入した場合には，当該核燃料をそう入した日（第４条第２項第１号に掲げる場合にあっては，当該核燃料をそう入した日が１月１日から３月３１日までの間であるときは３月３１日，４月１日から６月３０日までの間であるときは6月30日，７月１日から９月３０日までの間であるときは9月30日，１０月１日から１２月３１日までの間であるときは１２月３１日）から起算して3月を経過する日の属する月の末日（第６条第２項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合には，知事が指定した日）までに規則で定めるところにより，当該核燃料のそう入に対して課する核燃料税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに，その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

（期限後申告等）

第１０条　前条の規定により申告書を提出すべき者は，当該申告書の提出期限後においても，法第２７６条第４項の規定による決定の通知があるまでは，前条の規定によって申告納付することができる。

２　前条又は前項の規定によって申告書を提出した者は，当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては，遅滞なく規則で定めるところにより，修正申告書を提出するとともに，その修正により増加した税額があるときは，これを納付書によって納付しなければならない。

（更正，決定等に関する通知）

第１１条　法第２７６条第４項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知，法第２７８条第４項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は，規則で定める通知書により行うものとする。

（更正，決定に係る不足税額等）

第１２条　核燃料税の納税者は，前条の通知書により通知を受けた場合においては，当該通知に係る不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）又は過少申告加算金額，不申告加算額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに納付書によって納付しなければならない。

（県税事務所長に対する知事の権限の委任の特例等）

第１３条　核燃料税の賦課徴収については，県税条例第３条中「⑽固定資産税」とあるのは，「⑽固定資産税
⑾核燃料税」と，同条例第４条第１項第７号中「県たばこ消費税」とあるのは，「県たばこ消費税及び核燃料税」と，同条例第８条第１項中

「⑾　自動車取得税　自動車の主たる定置場の所在地。ただし，第102条の７第１項に規定する申告納付に係る自動車取得税については，道路運送車両法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地

⑿　軽油引取税　特約業若しくは元売業者の営業所又は販売業者の事業所の所在地（第103条第３項及び第４項並びに第１０４条第１項の場合にあっては，当該消費，所有若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（事務所若しくは事業所がない者にあっては，住所）の所在地又は当該軽油に係る免税証の交付地）」

とあるのは，

「⑾　核燃料税　発電用原子炉の所在地

⑿　自動車取得税　自動車の主たる定置場の所在地。ただし，第１０２条の７第１項に規定する申告納付に係る自動車取得税については，道路運送車両法に定める登録

		等の事務を行う事務所の所在地
⒀	軽油引取税	特約業者若しくは元売業者の営業所又は販売業者の事業所の所在地（第103条第3項及び第4項並びに104条第1項の場合にあっては，当該消費，所有若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（事務所若しくは事業所がない者にあっては，住所）の所在地又は当該軽油に係る免税証の交付地）」

と，同条例第9条の2第3項中「県たばこ消費税」とあるのは，「県たばこ消費税及び核燃料税」とする。

（委　任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付　則

（施行期日）

第1条　この条例は，法第259条の規定による自治大臣の許可を受けた日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（有効期限等）

第2条　この条例は，前条の規則で定める日（以下「施行日」という。）から起算して5年間（以下「適用期間」という。）その効力を有する。

2　この条例は，適用期間中における発電用原子炉への核燃料のそう入に対して課した，又は課すべきであった核燃料税については，前項の規定にかかわらず，適用期間経過後においても，なおその効力を有する。

（経過措置）

第3条　施行日前に発電用原子炉にそう入された核燃料（以下「施行日前そう入核燃料」という。）を含む核燃料の発電用原子炉へのそう入に対して課する核燃料税の課税標準の算定については，当該施行日前そう入核燃料の価額は，当該発電用原子炉にそう入された核燃料の価額に算入しない。

規　　　則

茨城県規則第５２号

茨城県核燃料税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

昭和５３年１０月１８日

茨城県知事　竹　内　藤　男

茨城県核燃料税条例の施行期日を定める規則

茨城県核燃料税条例（昭和５３年茨城県条例第２８号）の施行期日は，昭和５３年１０月１８日とする。

茨城県規則第５３号

茨城県核燃料税条例施行規則を次のように定める。

昭和５３年１０月１８日

茨城県知事　竹　内　藤　男

茨城県核燃料税条例施行規則

（趣　旨）

第１条　この規則は，茨城県核燃料税条例（昭和５３年茨城県条例第２８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（様　式）

第２条　条例第９条の規定による申告書及び条例第１０条第２項の規定による修正申告書は，様式第１号による。

２　条例第９条，条例第１０条第２項及び条例第１２条の規定による納付書は，様式第２号による。

３　条例第１１条の規定による通知書は，様式第３号による。

４　取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって条例第９条の期間内に申告納付することができない場合における同条の申告書の提出期限の延長の承認申請書は，様式第４号による。

５　前４項に定めるものを除くほか，核燃料税の賦課徴収に係る文書の様式は，茨城県県税条例施

行規則（昭和３４年茨城県規則第１０７号。以下「県税条例施行規則」という。）様式第３７号の２から様式第３８号(ア)まで，様式第４０号の２(ア)，様式第41号(ア)，様式第４３号及び様式第66号による。この場合において，これらの様式中「茨城県　県税事務所長」又は「県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と，「県税事務所」とあるのは「総務部税務課」と，「審査請求」とあるのは「異議申立て」と，「審査請求書」とあるのは「異議申立書」と，「当県税事務所」とあるのは「総務部税務課とする。

6　知事は，前５項に定めるものを除くほか，核燃料税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは，県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

（賦課徴収）

第３条　核燃料税の賦課徴収については，県税条例施行規則第６条，第７条及び第１４条中「県税事務所長」とあるのは「知事」と，同規則第８条中「県たばこ消費税用」とあるのは「県たばこ消費税用及び核燃料税用」とする。

付　則

（施行期日）

この規則は，公布の日から施行する。

様式第１号

受付印

年　　月分核燃料税 申告書 / 修正申告書

年　月　日 茨城県知事殿	※処理事項	発信年月日		精査	
		郵便官署消印	確認印	検算	

原子炉設置者の所在地	
原子炉設置者の名称及び代表者氏名	
この申告の担当部課名及び担当者の氏名	部課名 担当者名 電話番号（　）　ー

申告区分	摘要	課税標準額	税率	税額
申告納付額	申告額	円	5/100	円
	納付年月日			
修正申告納付額	修正申告額(ア)	円	5/100	円
	当初申告書(イ)		5/100	
	差引増差額(ア)−(イ)（この申告による納付金額）		／	円
	増差税額納付年月日	年　月　日		
備考				

◎　添付書類　付表　　表

備考　※印の欄は，記入しないでください。

様式第１号　付表

課税標準に関する明細書

原子炉設置場所		核燃料の炉内そう入年月日	年　月　日から 年　月　日まで

課税対象核燃料（新規そう入分）			課税対象とならない核燃料		そう入核燃料の合計
そう入核燃料の体数	核燃料の単価 (円／　)	取得価額（課税標準額）①×②　(円)	再そう入分体数	既そう入分体数	体数
合計 ③ 体	平均単価 円／	総取得価額 円	④ 体	⑤ 体	③＋④－⑤ 体

記載要領

1　この明細書は，発電用原子炉ごとに記載し，第１号様式の申告書／修正申告書に添付して提出してください。

2　「新規そう入分」とは，初めて原子炉へそう入された核燃料で，今回課税対象となるものをいいます。

3　「再そう入分」とは，条例施行日前に原子炉へそう入された核燃料で再び炉内へそう入されたもの又は新規そう入分として課税された核燃料で再び炉内へそう入されたものをいいます。

4　「既そう入分」とは，条例施行日前から原子炉へそう入されている核燃料をいいます。

様式第２号

県税 納付書兼領収証書

（納人）	
年度　核燃料税	
年　月　日から 年　月　日まで 申告 修正申告 分	
税額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延滞金額	
加算金	
加算金	
計	
納期限	年　月　日
納付場所	茨城県指定金融機関

申告書提出先　茨城県税務課

年　月　日 申告 修正申告分

上記のとおり納付します。

領収証書	領収日付印
上記金額領収しました。	

（納税者保管）

県税 領収済通知書

（納人）	
年度　核燃料税	
年　月　日から 年　月　日まで 申告 修正申告 分	
税額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延滞金額	
加算金	
加算金	
計	
納期限	年　月　日

上記金額を領収したから通知します。

茨城県指定金融機関

茨城県出納長　殿

所属店名	茨城県指定金融機関常陽銀行県庁支店
備考	領収日付印

（県出納事務局保管）

県税 収納済通知書

（納人）	
年度　核燃料税	
年　月　日から 年　月　日まで 申告 修正申告 分	
税額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延滞金額	
加算金	
加算金	
計	
納期限	年　月　日

上記の収入があったから通知します。

茨城県出納長

茨城県税務課長殿

所属店名	茨城県指定金融機関常陽銀行県庁支店
備考	領収日付印

（県税務課保管）

県税 収入伝票

（納人）	
年度　核燃料税	
年　月　日から 年　月　日まで 申告 修正申告 分	
税額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
延滞金額	
加算金	
加算金	
計	
納期限	年　月　日

所属店名	茨城県指定金融機関常陽銀行県庁支店
備考	領収日付印

（受付金融機関保管）

（裏）

（注意）納期限後の納付

納期限までに納付しなかったときは，納期限の翌日から納める日までの日数に応じ，納めるべき税額（1,000円未満の端数又は税額の金額が2,000円未満であるときの全額は切捨てる。）に，年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額をあわせて納めなければなりません。

ただし，算出した金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が500円未満であるときは納める必要はありません。

様式第3号

年　　月分核燃料税更正/決定及び加算金決定通知書

年　月　日

納税者
（所在地及び名称）
（代表者氏名）

殿

茨城県知事　　印

次のとおり核燃料税を更正/決定し，あわせて，これに伴う加算金を決定しましたので，通知します。

この不足税額及び加算金の納期限は，昭和　年　月　日と指定しましたから，納付書により最寄りの茨城県指定金融機関に納付してください。

区分	課税標準額	税率	税額
更正/決定額 (ア)	円	$\frac{5}{100}$	円
既に納付の確定した額 (イ)		$\frac{5}{100}$	
差引不足税額(ア)－(イ) (ウ)	／	／	
区分	基礎となる額	乗ずる率	金額
過少申告加算金 (エ)	円	$\frac{}{100}$	円
不申告加算金 (オ)		$\frac{}{100}$	
重加算金 (カ)		$\frac{}{100}$	
納付すべき合計額(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)	／	／	

申告書提出期限	年　月　日	申告書提出年月日	年　月　日

不足額については，申告納付期限（　年　月　日）の翌日から納付の日までの期間に応じ，次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

1　延滞金額は，不足税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし，この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセントの割合で計算します。

2　1の場合において，不足税額に1,000円未満の端数があるとき，又はその全額が2,000円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。

3　1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき，又はその全額が500円未満であるときは，その端数金額又はその全額を切り捨てます。

もし，この更正又は決定の処分について不服がある場合は，この通知書を受けとった日から60日以内に知事あてに異議申立てをすることができます。

様式第4号

申告書の提出期限の延長の承認申請書

整理番号	

受付印

年 月 日

茨城県知事殿

※処理事項	発信年月日				
	郵便官署消印	確認印			

所在地及び電話番号	〒□□□－□□ （ 局 番）
（ふりがな） 法人名	
（ふりがな） 代表者自署押印	
経理責任者自署押印	

年 月 日から
年 月 日から
に係る核燃料税の申告書の提出期限の延長したいので申請します。

1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日

年 月 日

2 申告書の提出期限までに取得原価が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由

....

....

....

....

....

....

....

....

注１　この申請書は，条例第９条の規定により，申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

注２　この申請書は，申告書の提出期限の到来する日の10日前までに，知事に提出すること。

注３　「申告書の提出期限の延長の承認を受けようとする日」には，申告書を提出することができると認められる日を記載すること。

★県政の総覧 ― 県民の六法★

茨　城　県　報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行／休日の場合は繰り下ぐ）（定価送料とも１ヵ月／金　1,000　円）

茨城県水戸市三の丸１丁目５番38号
発行人／発行所　茨　城　県

茨城県水戸市城東１丁目５番５号
印刷所　茨城県印刷所